

函館市行財政改革の推進体制等に関する要綱

(趣旨)

- 1 この要綱は、本市の行財政改革を全庁体制で着実に推進し、行財政基盤の確立を図るための体制について定めるものとする。

(行財政改革推進統括会議の設置)

- 2 本市の行財政改革の推進に関する基本的な方針を決定し、その進捗状況を総括するため、行財政改革推進統括会議(以下「統括会議」という。)を設置する。

(統括会議の組織)

- 3 統括会議は、市長、副市長、教育長、企業局長、病院局長、企画部長、総務部長および財務部長をもって組織する。

(行財政改革推進本部の設置および組織)

- 4 行財政改革に関し、統括会議で決定した基本方針を、総合的かつ計画的に推進していくため、行財政改革推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(1)推進本部は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。

(2)本部長、副本部長および本部員は、別表に掲げる職の者をもって充てる。

(本部長、副本部長および本部員の職務)

- 5 本部長は、推進本部を統括し、会議の議長となり、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(1)本部員は、行財政全般にわたりその改革の推進を図るとともに、所管する部局の事務事業の見直し等、改善に努めるものとする。

(専門部会)

- 6 推進本部は、行財政改革に関する事項を効率的に検討するため専門部会を置くことができる。

(関係職員の出席)

- 7 統括会議、推進本部および専門部会は、会議に関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

8 推進本部の庶務は，総務部において処理する。

(雑則)

9 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は，平成23年10月20日から施行する。

2 函館市行財政対策推進委員会設置要綱は，廃止する。

附 則

1 この要綱は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は，平成26年9月19日から施行する。

別表

区分	職
本部長	総務部長
副本部長	企画部長
	財務部長
本部員	競輪事業部長
	市民部長
	保健福祉部長
	子ども未来部長
	環境部長
	経済部長
	観光部長
	農林水産部長
	土木部長

都市建設部長
港湾空港部長
会計部長
戸井支所長
恵山支所長
榎法華支所長
南茅部支所長
教育委員会生涯学習部長
教育委員会学校教育部長
議会事務局長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
消防長
企業局管理部長
企業局上下水道部長
企業局交通部長
病院局管理部長

(計 29名)